

解体工事業者登録の手引き

登録申請書の提出場所

山梨県県土整備部県土整備総務課 建設業対策室
甲府市丸の内一丁目6番1号 〒400-8501
北別館3階

TEL : 055-223-1843

FAX : 055-223-1844

登録の申請および相談 受付日時

月・火・水曜日の

午前 9:00～11:00

午後 1:00～ 4:00

※ただし、年末年始・年度末年度始は書類整理のため
受付できないことがありますので、事前に山梨県ホーム
ページ又は電話等で確認をお願いします。

登録申請書類の入手先

山梨県庁のホームページからダウンロード

https://www.pref.yamanashi.jp/kentai/kaitai_yoshiki.html

一般社団法人 山梨県建設業協会

甲府市丸の内一丁目13番7号 建設会館内

TEL : 055-235-4421

令和5年4月

山梨県県土整備部県土整備総務課
建設業対策室

目 次

1	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	1
2	解体工事及び解体工事業	1
3	解体工事業者の登録	1
	(1) 登録を必要とする場合	
	(2) 登録を必要としない場合	
4	登録の有効期間と更新	3
	(1) 登録の有効期間	
	(2) 更新の申請	
5	登録のための要件	3
	(1) 登録を受けられない要件（登録を拒否される事由）	
	(2) 技術管理者の設置	
6	解体工事業者の登録を受けるための手続き	5
	(1) 登録申請書類の準備	
	ア 登録申請書と添付書類	
	イ 確認のために必要な書類	
	(2) 登録手数料の納入	
7	登録の実施	7
8	解体工事業登録業者名簿のHP公開	7
9	解体工事業登録簿の閲覧	7
10	解体工事業登録の電子申請について	7
11	登録を受けた後の注意事項等	8
	(1) 変更の届出	
	ア 登録を受けた後の変更の届出事項と提出書類	
	イ 確認のために必要な書類	
	(2) 標識の掲示	
	(3) 帳簿の備付け等	
12	解体工事の請負契約（書面性）	9
13	解体工事業者の登録を受けた者が 建設業法の許可を取得したときの手続き	10
14	廃業の届出	11
■	各種様式の記入例	
(1)	解体工事業登録申請書（様式第1号）	12
(2)	誓約書（様式第2号）	14
(3)	実務経験証明書（様式第3号）	15
(4)	登録申請者（法人の役員・本人・法定代理人・法定代理人の役員） の調書（様式第4号）	16
(5)	解体工事業登録事項変更届出書（様式第6号）	17
(6)	解体工事業登録票（様式第7号）	18
(7)	帳簿（様式第8号）	18
(8)	建設業許可取得通知書（第1号様式）	19
(9)	解体工事廃業等届出書（第2号様式）	20

【補足】 解体工事の発注者や元請業者等の役割について 21
◆分別解体・再資源化の発注から受注への流れ◆

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） に基づく解体工事業者の登録について

1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）は、循環型社会の形成を目指し、コンクリートや木材など特定の建設資材について分別解体及び再資源化を促進させるとともに、解体工事業者の登録制度を実施することなどにより資源の有効な利用の確保と廃棄物の適正処理を図ることを目的としています。

2 解体工事及び解体工事業

建設リサイクル法の定義による解体工事とは、「建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（維持・修繕工事を除く。）」となっています。したがって解体工事業とは、「建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業（請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営む者を含む。）」となります。

3 解体工事業者の登録

建設廃棄物の再資源化を推進していくためには、分別解体をはじめとする解体工事の適正な施工を確保することが重要です。このため、解体工事業者の登録制度を創設し、建設業の許可が不要の軽微な工事のみを請け負う解体工事業者についても都道府県知事の登録を義務づけ、すべての解体工事業者に必要となる資質・技術力を確保していくことを目的としています。

(1) 登録を必要とする場合

山梨県内において、建設業許可を要しない軽微な工事のみを請け負う建設業者で解体工事業（1件あたり税込み500万円未満）を営もうとする方、所定の建設業の許可（(2)登録を必要としない場合を参照）を受けていない建設業者で解体業工事業を営もうとする方は、営業を開始する前に山梨県知事の登録を受けなければなりません。

(2) 登録を必要としない場合

建設業法に基づく土木、建築又は解体の各工事業の許可を受けている建設業者で、解体工事業を営もうとする方は登録の必要はありません。

ただし、1件あたり税込み500万円以上の解体工事については、許可を受けている業種に属するものに限られます（例えば、土木工事業の許可を受けている者が1件あたり税込み500万円以上の建築工事業に属する解体工事を請け負うことはできません。）。

○建設業者及び解体工事業者が請け負うことのできる解体工事

<凡例>○:請け負うことができる

×:請け負うことができない

解体工事(解体工事を含む工事)の種類及び元請工事の受注条件			解体 工事業者	土木 工事業者	建築 工事業者	その他の 専門工事業者	解体工事業 登録業者
①工作物の解体等を行う工事(②～⑥を除く)	請負代金 の額	500万円未満	○	○	○	×	○
		500万円以上	○	×	×	×	×
②総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事の中に解体工事が含まれる工事 ※1) ※5)	請負代金 の額	500万円未満 ※5)	○	○	○	×	○
		500万円以上	×	○	×	×	×
③総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事 ※2)	請負代金 の額	500万円未満	○	○	○	×	○
		500万円以上	×	○	×	×	×
④総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事の中に解体工事が含まれる工事 ※1) ※5)	請負代金 の額	1500万円未満又は 150㎡未満の木造	○	○	○	×	○
		上記以外	×	×	○	×	×
⑤総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事 ※3)	請負代金の額 又は延面積	1500万円未満又は 150㎡未満の木造	○	○	○	×	○
		上記以外	×	×	○	×	×
⑥主たる専門工事により生じる付帯的な解体工事を含む工事(①～⑤を除く) ※4)	請負代金の額	500万円未満	○	○	○	○	○
		500万円以上	×	×	×	○	×

※1) 土木工事又は建築工事に属する解体工事のこと。

例えば、複数の種類の専門工事で構成されている建設工事に解体工事がある場合

※2) 土木工事によって作られた土木工作物を解体する工事のこと。例えば、幹線道路上の立体交差の解体など、総合調整が必要な解体工事。

※3) 建築工事によって作られた建築物を解体する工事のこと。例えば、高層ビルの解体など、総合調整が必要な解体工事。

※4) 請け負った建設工事(主たる専門工事+付帯的な解体工事)は、「建築物等を除去するための解体工事」に該当しないため、解体工事業登録は不要。なお、下請施工させる場合、下請負人が行なう解体工事の種類は①となる。

このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。

※5) この工事中の解体工事を下請施工させる場合、下請負人が行う工事は①となる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。

4 登録の有効期間と更新

(1) 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間となっており、引き続き解体工事業を営もうとする場合には更新の申請を行わなければなりません。

(2) 更新の申請

更新の申請は、有効期間が満了する日の2ヶ月前から30日前までに、登録の更新の申請をしなければなりません。手続きを怠れば期間満了とともに効力を失い、引き続き解体工事業を営むことができなくなります。

5 登録のための要件

解体工事業者の登録を受けるにあたっては、(1)登録を受けられない事由（登録拒否事由）に該当しないこと、(2)技術管理者の選任をしていることが必要です。

(1) 登録を受けられない事由（登録拒否事由）

解体工事業者の登録を受けようとする者が、次のいずれかに該当するとき、又は登録申請書類等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかったりしたときは、その登録は拒否されます（法第24条第1項）。

- ① 建設リサイクル法により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者。
- ② 解体工事業の登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその解体工事業者の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しないもの。
- ③ 都道府県知事より事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者。
- ④ 建設リサイクル法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。
- ⑥ 解体工事業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①から⑤又は⑦のいずれかに該当するもの。
- ⑦ 法人でその役員のうち①から⑤までに該当する者があるもの。
- ⑧ 工事現場における解体工事施工の技術上の管理を司る者を選任していない者。
- ⑨ 暴力団員等がその事業活動を支配する者。

(2) 技術管理者の選任

解体工事業者は、技術管理者（工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で主務省令で定める基準に適合する者）を選任し、解体工事を施工するときは、この技術管理者に当該解体工事の施工に従事する者の監督等をさせなければなりません。

【技術管理者の基準（要件）】

1 実務経験者（解体工事に関する実務経験）

実務経験年数 学歴等	通 常	講習受講者（※2）
大学・高専等において一定の学科（※1）を修めたもの	2年	1年
高校等において一定の学科（※1）を修めたもの	4年	3年
上記以外	8年	7年

2 有資格者

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定 (第二次検定に限る。)	一級建設機械施工管理
	二級建設機械施工管理（「第1種」、「第2種」）
	一級土木施工管理
	二級土木施工管理（「土木」）
	一級建築施工管理
	二級建築施工管理（「建築」、「躯体」）
技術士法による第二次試験	技術士（「建設部門」）
建築士法による建築士	一級建築士
	二級建築士
職業能力開発促進法による技能 検定	一級とび・とび工
	二級とび・とび工 + 解体工事経験1年
国土交通大臣の登録を受けた試験	解体工事施工技士試験合格者（※3）

※1 一定の学科とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科

※2 講習については、（公社）全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習

※3 （公社）全国解体工事業団体連合会が実施する試験

6 解体工事業者の登録を受けるための手続き

(1) 登録申請書類の準備

ア 登録申請書と添付書類（正本1部、副本1部作成）

様式番号	書類の種類	要 否		備 考	記入例 (頁)
		法人	個人		
別記様式第1号	解体工事業登録申請書 (表面) (裏面)	◎	◎	○新規・更新とも同じ様式。	12・13
別記様式第2号	誓約書	◎	◎	○解体工事業登録申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書類。 ○申請者が法人であるときは代表者が、個人であるときは本人が誓約する。	14
	技術管理者が、解体工事業に係る登録等に関する省令に定める基準に該当することを証する書面の写（ <u>新規の場合</u> は <u>原本を提示すること</u> 。）	○	○	○高校、大学等で所定学科を修めたこと。 ○所定の資格等を有すること。 ○国土交通大臣が指定する講習の受講又は試験に合格したこと。	
別記様式第3号	実務経験証明書	△	△	○技術管理者で実務経験を必要とする場合に添付。	15
別記様式第4号	登録申請者の調書	◎	◎	○法人にあつては法人及び役員全員の調書、個人にあつては本人又は法定代理人の調書。	16
	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	◎	—	○個人事業主は不要。	
	解体工事業登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面 (マイナンバー不記載のもの)	◎	◎	○申請者が法人の場合はその役員全員の、個人の場合はその者の、法定代理人がある場合にはその者に係る書類。	
	技術管理者の住民票の抄本又はこれに代わる書面 (マイナンバー不記載のもの)	◎	◎		

「要否」の欄：◎は必須、○は原則として必要、△は申請者により必要となります。

イ 確認のために必要な書類（各1部提出）

確認書類	対象	要 否		摘 要
		法人	個人	
契約書等	技術管理者 で実務経験を 必要とするもの	△	△	○技術管理者を実務経験証明書により証明した期間に相当する分を提出。 ○原本を提示するとともに写しを提出。
確定申告書				○税務署等の受付印があること。 ○技術管理者を実務経験証明書により証明した期間に相当する分を提出。 ○原本を提示するとともに写しを提出。
健康保険証の写し	技術管理者	◎	○	○事業所の名称が確認できるものであること（雇用保険又は厚生年金保険の加入証明でも可）。 ○申請者である個人事業主が技術管理者になっている場合は、直近の確定申告書控一式の写しを添付すること。
社会保険加入期間 確認通知書	技術管理者	△	△	○実務経験により技術管理者となる場合で、経験期間に現在とは異なる会社等での経験期間があるときに提出。
営業所の確認 （営業所所在地の 都道府県知事に登 録済みの場合は不 要）	営業所の写 真	○	○	○外部2枚、内部2枚程度。外部の写真は、商号等の看板が必ず写っていること。
	建物登記又 は賃貸借契 約等	△	△	○登記簿の住所と営業所の所在地が異なる場合で、建物が自社所有のときは建物登記簿謄本を、賃貸のときは賃貸借契約書の写し等を提出。
他の都道府県知事 の登録証の写し	解体工事業 登録証	△	△	○他の都道府県知事への解体工事業登録状況確認のための登録証写し。

「要否」の欄：◎は必須、○は原則として必要、△は申請者により必要となります。

(2) 登録手数料の納入

登録を受けようとする者は、以下の区分により山梨県の発行する証紙を解体工事業登録申請書の正本の所定欄へ貼り付けて、登録手数料を納入してください。

- ア 新規の登録（解体工事業登録申請手数料） 33,000円
イ 更新の登録（解体工事業更新登録申請手数料） 26,000円

「やまなしくらしねっと 電子申請サービス」で電子申請される場合は、「やまなしくらしねっと 山梨県電子申請サービス」上にて、「クレジットカード」、「ペイジー」又は「PayPay」のいずれかの方法により、指定された金額を電子納付してください。

7 登録の実施

登録申請書が提出されると、それに基づいて所定の書類が整っているか、記載事項が真正かどうか、建設リサイクル法に定める要件に合致しているかどうか等について審査することになります。

また、必要と認められた場合はこれらの書類以外のものの提示又は提出を求めることがあります。

これらの審査を経た後、解体工事業登録簿に所定の事項が記載され、申請者に対しては登録通知書が送付されることとなります。

8 解体工事業登録工事業者名簿の HP 公開

解体工事業登録業者名簿は、山梨県 HP 上で公開されています。

で検索してください。

9 解体工事業者登録簿の閲覧

解体工事業者登録簿は、請求により一般の閲覧に供されることとなります。

(閲覧日) 火曜日～金曜日 (閲覧場所) 山梨県県土整備部県土整備総務課建設業対策室 北別館 3 階

(閲覧時間) 午前 9 時 30 分から 12 時までと午後 1 時から 4 時 30 分まで

※ただし、年末年始・年度末年度始は書類整理のため閲覧の受け付けを休止することがありますので、事前に電話等で確認をお願いします。

10 解体工事業登録の電子申請について

令和 5 年 4 月より、解体工事業の登録及び更新の手続きについて、電子申請を開始しました。電子申請につきましては、以下の URL 「やまなしくらしねっと 山梨県電子申請サービス」より手続きをしてください。

「やまなしくらしねっと 山梨県電子申請サービス」

https://s-kantan.jp/pref-yamanashi-u/offer/offerList_initDisplay.action

1.1 登録を受けた後の注意事項等

(1) 変更の届出

登録を受けたあと、下表に掲げる事項に変更が生じた場合には、同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付し、解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号。17頁）を変更のあった日から30日以内に山梨県知事へ届出なければなりません。

ア 登録を受けた後の変更の届出事項と提出書類（正本1部、副本1部作成）

変更事項	添付書類等
申請者の商号又は名称	【法人】 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
	【個人】 なし
申請者の住所	【法人】 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
	【個人】 住民票の抄本又はこれに代わる書面 (マイナンバー不記載のもの)
代表者の交代・氏名	【法人】 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
	【個人】 住民票の抄本又はこれに代わる書面 (マイナンバー不記載のもの)
営業所の名称及び所在地	【法人】 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)（登記簿の住所と営業所の住所の所在地が異なる場合で、建物が自社所有地の場合は建物登記簿謄本を、賃貸の場合は賃貸借契約書の写し等も併せて提出）
	【個人】 営業所の所在地が事業主の住所と同一の場合には住民票の抄本又はこれに代わる書面。 事業主の住所と異なる場合で、建物が事業主所有のときは建物登記簿謄本。 賃貸のときは賃貸借契約書の写し等を提出。
役員 の 氏 名	【法人】 登記簿謄本と住民票又はこれに代わる書面（マイナンバー不記載のもの） 新たに役員となるものがある場合には誓約書（別記様式第2号）及び当該役員の調書（別記様式第4号）も併せて提出。
技術管理者の変更	【法人・個人】 当該技術管理者の (1) 国家資格者証等の写し（原本提示） (2) 実務経験証明書（実務経験を必要とする場合に限り。） (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面（マイナンバー不記載のもの） (4) 健康保険証の写（健康保険証に事業所名称が入っていない場合、確定申告書の写しも提出）

イ 確認のために必要な書類（各1部提出）

登録時に準ずる（5頁の6-(1)-イを参照）。

(2) 標識の掲示

解体工事業の登録を受けた者は、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識（解体工事業者登録票（別記様式第7号 18頁）を掲げなければなりません。

デジタルサイネージ等ICT機器を活用した書面によらない掲示についても、以下の(1)～(3)の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられます。

なお、標識の様式については、別記様式第7号（18頁）によることに留意する必要があります。

- (1) 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。
- (2) 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- (3) 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外に限り、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わりインターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとします。

(3) 帳簿の備付け等

解体工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、別記様式第8号（18頁）に定めた事項（①注文者の氏名又は名称及び住所、②施工場所、③着工年月日及び竣工年月日、④工事請負金額、⑤技術管理者の氏名）を記載しなければなりません。

この帳簿は、解体工事ごとに作成し、契約書又はその写（下請け契約を含む。）を添付しなければなりません（請負契約の締結に際して、書面に記載し署名又は記名押印し相互に交付しなければならない事項等は「12 解体工事の請負契約（書面性）」を参照。）。

なお、これらの帳簿及び書類は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間は保管しなければなりません。

12 解体工事の請負契約（書面性）

建設工事等（解体工事を含む。）の請負契約（下請け契約を含む。）は、当事者同士が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければなりません（建設業法第18条）。

また、契約の締結に際しては、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印し相互に交付しなければなりません（契約内容を変更する場合も含む。）（建設業法第19条第1項及び第2項）。

- ①工事内容
- ②請負代金の額
- ③工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤請負代金の前金払又は出来高払の時期及び方法
- ⑥設計変更、工事着手の延期若しくは工事の中止の場合の工期の変更、請負代金の変更、損害の負担及びそれらの算定方法に関する定め
- ⑦天災等不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法

- ⑧価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑨第三者損害の賠償金の負担に関する定め
- ⑩支給材料、貸与品の内容及び方法に関する定め
- ⑪工事完成検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬工事目的物の瑕疵担保責任又はその責任の履行に関する定め
- ⑭履行の遅滞、債務不履行の場合における延滞利息、違約金その他の損害金
- ⑮契約に関する紛争の解決方法
- ⑯その他国土交通省令で定める事項 など

その他、解体工事の請負契約の締結に際しては前文のほかに次の事項を書面に記載する必要があります（契約内容を変更する場合も含む。建設リサイクル法第13条第1項及び第2項）。

- ⑰分別解体等の方法
- ⑱解体工事に要する費用
- ⑲再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ⑳再資源化等に要する費用

1.3 解体工事業者の登録を受けた者が建設業法の許可を取得した時の手続き

解体工事業を営もうとする者は、原則として都道府県知事の登録を受けなければなりません。建設業法に基づき土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けている建設業者については、登録の必要がありません。

このため、解体工事業者の登録を受けた者が、新たに建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた場合には、登録を受けた都道府県知事へ建設業許可取得通知書（第1号様式 19頁）を提出しなければなりません。

14 廃業の届出

11-(1) による変更等の届出のほか、下表に掲げる事項に該当する場合には同表の右欄に掲げる者は、30日以内に山梨県知事へその旨を届け出なければなりません。(第2号様式 20頁)

【廃業の届出】

廃業等の届出事項	届出等をすべき者
1 代表者又は事業主が死亡した場合	その相続人
2 法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
3 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4 法人が合併及び破産以外の事由により解散した場合	その清算人
5 解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人の役員

表面

<h2 style="margin: 0;">解体工事業登録申請書</h2>				証紙はり付け欄 (消印してはならない。)
太線内は記入しない。				
登録の種類	新規 更新	※登録番号		
		※登録年月日	年	月
			日	
申請書により、解体工事業の登録の申請をします。 ○年○月○日				
不要のものを消す。				
申請者 株式会社山梨県解体 代表取締役 山梨 太郎				
山梨県知事 ○○ ○○ 殿				
フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシキガイシヤヤマナシケンカイトイ 株式会社山梨県解体			
住 所	郵便番号(400-8501) 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話番号(055)237-1111			
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	ヤマナシ タロウ 山梨 太郎			
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等				
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	
ヤマナシ タロウ 山梨 太郎	代表取締役（常勤）			
ヤマナシ ジロウ 山梨 次郎	取締役（常勤）			
ヤマナシ サブロウ 山梨 三郎	取締役（非常勤）			
更新申請する場合に前回の登録番号を記入。 新規申請については記載不要。				
申請時において既に受けている登録				

裏面

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		解体 太郎 分別 次郎		法第31条の技術管理者を全て記入する。	
営業所の名称及び所在地					
フリガナ 名 称			所 住 地 郵便番号 (-) 電話番号 () -		
ホンシヤ 本社 タマエイギョウシヨ 多摩営業所			甲府氏丸の内1-6-1 〒400-8501 TEL055-237-1111 東京都多摩市〇町△丁目×番■号 〒〇〇〇-〇〇〇〇 TEL〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
未成年者 である場 合の法定 代理人	法定代 理人が 個人で ある場 合	フリガナ 氏 名	郵便番号 (-)		
		住 所	電話番号 () -		
	法定代 理人が 法人で ある場 合	フリガナ 商号又は名称	郵便番号 (-)		
		住 所	電話番号 () -		
		フリガナ 役 員 の 氏 名	役名等 (常勤・非常勤)		
	他の都道府県知事の登録状況				
登 録 番 号			登 録 番 号		
東京都知事 (〇 - 〇〇) 第〇〇〇〇号					

登録申請時に他都道府県で受けている解体工事業登録番号を記入する。

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

誓約書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、
建設工事の係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

○年 ○月 ○日

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

株式会社 山梨県解体

申請者 代表取締役 山梨 太郎

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

実務経験証明書

下記の者は、解体工事に関し下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

○年 ○月 ○日

株式会社 山梨解体

証明者

代表取締役 山梨 太郎

技術管理者の氏名	解体 太郎	生年月日	昭和40年4月1日	使用された期間	平成 6年 5月 1日から
使用者の商号 又は氏名	株式会社 山梨解体				平成 30年 3月 31日まで
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事主任	「〇〇邸解体工事（木造2階建て）」他			平成11年5月から平成12年4月まで	
工事主任	「△△ビル解体工事（SRC3階建て）」他			平成12年5月から平成13年4月まで	
工事主任	「××工場解体工事（鉄骨構造）」他			平成13年5月から平成14年4月まで	
工事主任	「□□ホテル解体工事（SRC5階建て）」他			平成14年5月から平成15年4月まで	
工事主任	「〇〇工場解体工事（鉄骨構造）」他			平成15年5月から平成16年4月まで	
工事主任	「××ビル解体工事（SRC3階建て）」他			平成16年5月から平成17年4月まで	
工事係長	「□□邸解体工事（木造2階建て）」他			平成17年5月から平成18年4月まで	
工事係長	「△△ホテル解体工事（SRC5階建て）」他			平成18年5月から平成19年4月まで	
使用者の証明を得 ることができない 理由	その理由				合計 満 8年 0月
					証明者と 被証明者と の関係

記載要領

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

登録申請者 法人の役員
~~本~~
~~法~~ 定 代 理 人
~~法~~ 定 代 理 人 の 役 員 の調書

現住所	郵便番号 (400 - 8501) 山梨県甲府市丸の内1 - 6 - 1			電話番号 (055) 237 - 1111
フリガナ 商号、名称又は 氏名	ヤマナシ タロウ 山梨 太郎	生年月日	昭和○年○月○日 生	
賞 罰	年月日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
上記のとおり相違ありません。 ○年○月○日				
		賞罰を受けたことがない場合は「なし」と記載すること。		氏名 山梨 太郎

備 考

1 法人の役員
本
法 定 代 理 人
法 定 代 理 人 の 役 員

については、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

解体工事業登録事項変更届書

この届出書により、次のとおり変更の届出書をします。

○年 ○月 ○日

株式会社 山梨県解体

申請者 代表取締役 山梨 太郎

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシカイシャ ヤマシケンカイタイ ----- 株式会社 山梨県解体		
住 所	郵便番号（400 - 8501） 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 電話番号（055）237 - 1111		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	ヤマシ タロウ ----- 山梨 太郎		
登録番号	（解 - ○○ ）第 ○○○○ 号		
登録年月日	平成○年○月○日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
技術管理者	(本社) カタイ タロウ 解体 太郎	カタイ ジロウ 解体 二郎	○年○月○日

別記様式第7号（第8条関係）

35センチメートル以上

解体工事業業者登録票		25センチメートル以上
商号、名称又は氏名	株式会社 山梨県解体	
法人である場合の代表者の氏名	山梨 太郎	
登録番号	山梨県知事（解 - 3）第1234号	
登録年月日	令和3年5月1日	
技術管理者の氏名	解体 太郎	

※備考 技術管理者の氏名は、解体工事の工事現場に掲げる場合にあっては当該現場におかれる技術管理者の氏名とする。

別記様式第8号（第9条関係）

注文者の氏名又は名称	〇〇ビル株式会社
注文者の住所	郵便番号（400-△△△△） 甲府市丸の内一丁目〇〇番〇号 電話番号（055）-×××-××××
施工場所	甲府市丸の内一丁目〇〇番〇号（〇〇ビル解体工事）
着工年月日及び 竣工年月日	自 令和××年△△月〇〇日 至 令和△△年××月〇〇日
工事請負金額	4,000,000円
当該工事に係る 技術管理者の氏名	解体 太郎

第1号様式（第2条関係）

○年 ○月 ○日

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
商号、名称 (株)山梨県解体
又は氏名 代表取締役 山梨 太郎
(法人にあつては代表者の氏名)
登録番号 山梨県知事(解-○○)第○○○○号

建設業許可取得通知書

次のとおり建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する許可を受けたので、解体工事業に係る登録等に関する省令第1条の規定により通知します。

- 1 許可番号

国土交通大臣
山梨県知事

 許可(般-28)第○○○○号
- 2 許可年月日 ○年 ○月 ○日
- 3 建設業の種類 **建築工事業**

○年 ○月 ○日

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

住所 甲府市丸の内一丁目6番1号
氏名 山梨 太郎

解体工事業廃業等届出書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第27条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした 解体工事業者	登録番号	山梨県知事（解 - ○○）第○○○○号
	登録年月日	○年 ○月 ○日
	商号、名所又は氏名	株式会社 山梨県解体
廃業等をした日	○年 ○月 ○日	
廃業等の理由	死亡・合併・破産・解散・ 廃業	
廃業等をした解体 工事業者との関係	相続人・ 元役員 ・破産管財人・清算人・本人・役員	

備考 「廃業等の理由」の欄及び「廃業等をした解体工事業者との関係」の欄は、該当部分を○で囲むこと。

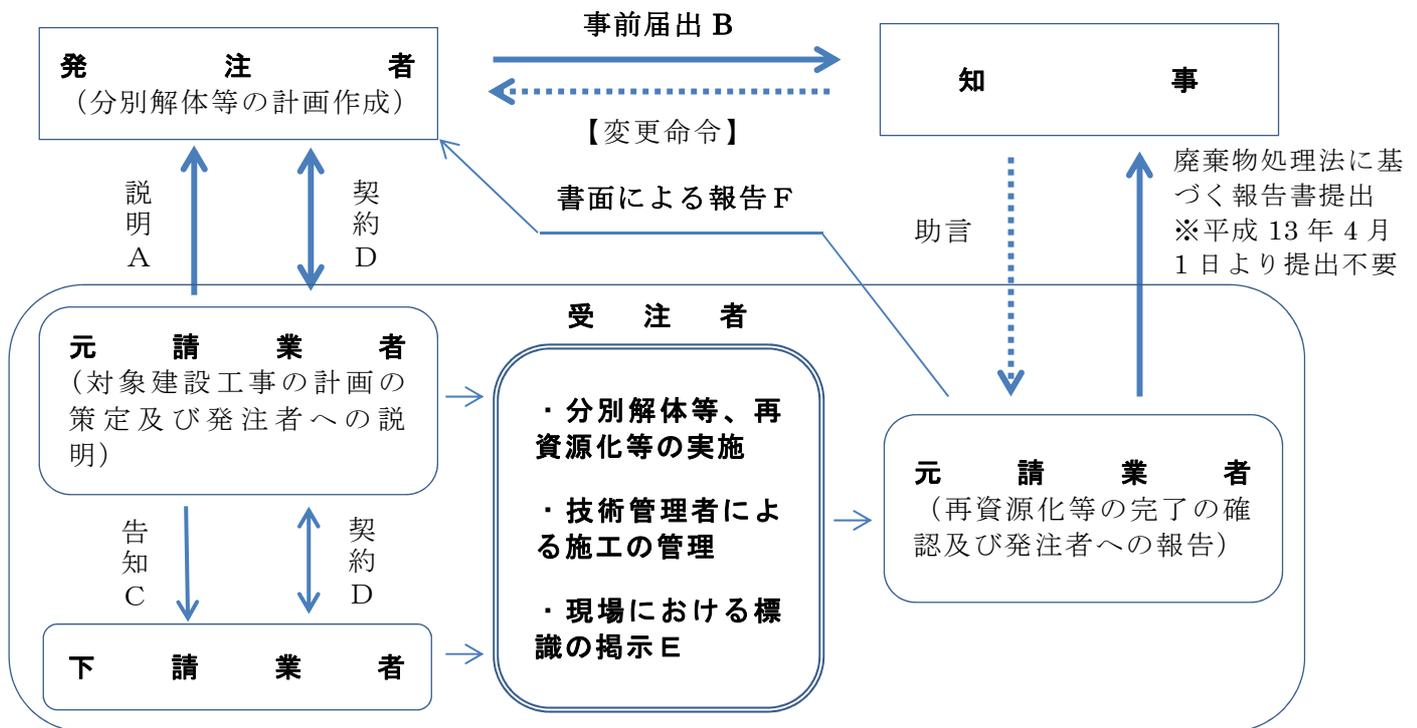
【補足】解体工事の発注者や元請業者等の役割について

解体工事の発注者や元請業者等は次のことを行う必要があります。

- 適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示などが義務付けされます。
- 受注者への適正なコストの支払いを確保するため、発注者・受注者間の契約手続きが整備されます。

◆分別解体・再資源化の発注から実施への流れ◆

※平成14年5月30日から義務付けられます。



A) 元請業者から発注者への説明

対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について書面を交付して説明します。

B) 発注者から都道府県知事への工事の届出

発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、都道府県知事に届け出ます。

C) 元請業者から下請業者への告知

元請業者は、下請業者に対し、都道府県知事への届出事項を告知します。

D) 契約書面への解体工事費等の明記

対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等の明記が必要です。

E) 標識の掲示

解体工事業者は、解体工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に標識を掲示します。

F) 元請業者から発注者への事後報告

元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成、保管します。